

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 新樹グローバル・アイピー特許業務法人 様 あて名 〒530-0054 日本国大阪府大阪市北区南森町1丁目4番19号 サウスホレストビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	18.12.2018
出願人又は代理人 の書類記号 DK-W0171013P		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/035478	国際出願日 (日.月.年) 25.09.2018	優先日 (日.月.年) 29.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. F24F1/32(2011.01)i, F16L55/24(2006.01)i, F25B41/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ダイキン工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 10.12.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 安島 智也 電話番号 03-3581-1101 内線 3377	3M	9741

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4, 6-12	有
	請求項	1-3, 5	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-12	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 10-238900 A (三洋電機株式会社) 1998. 09. 08, 段落 [0011] - [0082], [図1] - [図18] & US 5927093 A, 第4欄第59行-第11欄第67行, 第1-22C図 & EP 862023 A2 & DE 69831281 T2 & CN 1190722 A & TW 339401 B
 文献2：JP 2017-150706 A (ダイキン工業株式会社) 2017. 08. 31, 段落 [0040] - [0042], [図3] (ファミリーなし)
 文献3：JP 08-100963 A (株式会社日立製作所) 1996. 04. 16, 段落 [0034] - [0036], [図1] - [図3] & CN 1108382 A
 文献4：JP 2016-156597 A (シャープ株式会社) 2016. 09. 01, 段落 [0038] - [0040], [図8] & WO 2016/136545 A1

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性・進歩性を有しない。

文献1には、室外ユニット(室外機3)と複数の室内ユニット(室内機1a, 1b, 1c)との間で液側冷媒流路を形成する冷媒連絡配管に接続され、前記冷媒連絡配管とともに前記液側冷媒流路を形成し、冷媒を分岐又は合流させる配管ユニット(冷媒分流装置10)であって、複数の支管(12a, 12b, 12c)と、各前記支管と連通し、各前記支管へ流れる冷媒又は各前記支管から流れる冷媒の流路を形成し、設置状態で前記液側冷媒流路において前記支管よりも前記室外ユニット側に位置する主管(細径の接続管30)と、を備え、前記主管は第1方向(水平方向)に沿って延びる第1部分([図2], [図8]など参照)を含み、少なくとも1つの前記支管は、前記第1方向とは交差する第2方向(鉛直方向)に沿って延びる第2部分([図2], [図8]など参照)を含み、前記第1方向は、設置状態における水平方向であり、前記第2方向は、設置状態における鉛直方向である、配管ユニットが記載されている(特に段落[0011] - [0082], [図1] - [図18]を参照されたい)。

よって、請求項1に係る発明の発明特定事項と、文献1記載の発明の発明特定事項との間に差異はない。

(補充欄1)につづく

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(補充欄 1)

請求項 2 - 3, 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より新規性・進歩性を有しない。

文献 1 の [図 2], [図 8] など参照されたい。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、分岐部と折返し部との間に、水平方向に沿って延びる部分を設ける技術が記載されている（特に段落 [0040] - [0042], [図 3] を参照されたい。）。

文献 1 において、分岐部と折返し部とを接続する点で共通する文献 2 記載の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 3 より進歩性を有しない。

文献 3 には、水平な冷媒流路 4 b よりも上流に位置する流入管 5 を含み、流入管 5 は鉛直方向に沿って延び、設置状態で、冷媒が流入管 5 においては下方向に沿って流れ、冷媒流路 4 b の下流に位置する流出管 6 においては上方向に沿って流れる冷媒分岐ブロックが記載されている（特に段落 [0034] - [0036], [図 1] - [図 3] を参照されたい。）。

文献 1 において、冷媒を分岐させることで作用機能が共通する文献 3 記載の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 3 より進歩性を有しない。

文献 3 には、複数の流出管 6 の上流端部同士を接続する冷媒流路 4 b を備え、冷媒流路 4 b は水平方向に沿って延び、鉛直方向に沿って延びる流入管 5 が冷媒流路 4 b の端部に接続され、設置状態で、流入管 5 においては冷媒が下方向に沿って流れ、流出管 6 においては冷媒が上方向に流れる冷媒分岐ブロックが記載されている（特に段落 [0034] - [0036], [図 1] - [図 3] を参照されたい。）。

文献 1 において、冷媒を分岐させることで作用機能が共通する文献 3 記載の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 乃至文献 4 より進歩性を有しない。

文献 4 には、トラップを螺旋状に構成する技術が記載されている（特に段落 [0038] - [0040], [図 8] を参照されたい。）。

文献 1 において、文献 4 記載の技術を適用し、支管が、螺旋状を呈するように折り返されるように構成することは、当業者が容易に想到し得たことである。

(補充欄 2) につづく

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(補充欄 2)

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 乃至文献 4 より進歩性を有しない。

文献 1 の [図 2], [図 8] など参照されたい。

請求項 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 乃至文献 4 より進歩性を有しない。

支管のサイズは必要に応じて当業者が適宜定め得るものであり、文献 1 において、支管のサイズを 2 分から 6 分に定めることに、格別の技術的困難性はない。

請求項 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 乃至文献 4 より進歩性を有しない。

文献 1 には、熱源側に電動膨張弁 21 があり (段落 [0033]、[図 7] など参照)、液側冷媒流路を介して室外ユニットから室内ユニットへ流れる冷媒が、気液 2 相状態で液側冷媒流路に流入するように構成することに、格別の技術的困難性はない。

請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 乃至文献 4 より進歩性を有しない。

文献 1 の [図 5] など参照されたい。

(以上)